

酪農学園大学獣医同窓会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、酪農学園大学獣医同窓会と称す。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦と学術の発展に努め、あわせて獣医学類の発展を期するを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
(1) 同窓会誌「三愛」の（Web 上での公開およびダイジェスト版）発行
(2) その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第 4 条 本会は、事務局を酪農学園大学獣医学類内に置く。
(1) 事務局の所在地は 069-8501 北海道江別市文京台緑町 582 とする。
- 第 5 条 本会の設立年月日は昭和 45 年 4 月 1 日とする。
- 第 6 条 本会は、代議員会の承認を得て支部を置くこととする。

第2章 会 員

- 第 7 条 本会は、次にあげる者により構成する。
(1) 正会員 酪農学園大学獣医学科・学類卒業生及び酪農学園大学大学院獣医学研究科修了生
(2) 特別会員 酪農学園大学獣医学科、現旧職員
(3) 準会員 酪農学園大学獣医学群獣医学類及び酪農学園大学大学院獣医学研究科在籍の学生

第3章 役 員

- 第 8 条 本会に、次の役員を置く。
(1) 会長（1 名）
(2) 副会長（2 名）
(3) 理事（各期生より 1 名および学内より 5 名）
(4) 監事（2 名）
- 第 9 条 役員は次の規定によって選任される。
(1) 会長及び副会長は第 8 条に定められた理事の互選により選出される。
(2) 理事は、各期生および学内同窓生の中から選出される。
(3) 監事は会員の中から会長が選任する。
- 第 10 条 各役員の任期は 3 ヶ年とし、再任を妨げない。中途補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 11 条 各役員の任務は次のとおりとする。
(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、その職務を代行する事ができる。
(3) 理事は会務を分掌する。
(4) 監事は会務を監査する。
- 第 12 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会で推挙する。

第4章 代 議 員

- 第 13 条 (1) 各支部（第 7 章）に代議員を 1 名置く。
(2) 代議員は支部長がこれに当たる。
(3) 代議員は代議員会に出席し、第 5 章第 14 条のほか、本会の運営に関する重要な事項を審議する。

第5章 会 議

- 第14条 (1) 会議は代議員会ならびに理事会とする。
(2) 会議は過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。
(3) 議案にあらかじめ意思表示した者は出席とみなす。
(4) 代議員会は年1回これを開く。但し会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。また必要に応じ文書会議を開催することができる。
(5) 代議員会において次の事項を附議し承認を受けるものとする。
 (イ) 会則の変更
 (ロ) 前年度の事業報告及び収支決算
 (ハ) 年度行事計画ならびに収支予算
 (ニ) その他
(6) 理事会は会長が招集し会務を審議する。また必要に応じ文書会議を開催することができる。但し、会長が会務運営に必要であると認めた時には理事会の中に特別委員会を設置することができる。

第6章 会 費

- 第15条 (1) 2018年度以降の入学生は30,000円を終身会費として納める。ただし、この会費は校友会会費として一括60,000円を納入したもののうち獣医同窓会終身会費として30,000円を充てるものとする。
(2) 2017年以前の入学生は卒業時に終身会費として30,000円を納める。
(3) 2015年以前に卒業した者（卒業時に入会金13,000円を納入し、その後年会費2,000円を納入）は、終身会費として20,000円を納める。
(4) 本学獣医学類卒業生以外の大学院獣医学研究科入学生は入学時に終身会費として30,000円を納める。
(5) 会費は事務局に於いて徴収する。

第16条 本会の会計年度は4月1日から翌3月31日とする。

第17条 本会の資産は理事会が管理する。

第7章 支 部

- 第18条 (1) 都府県及び道支庁別を基本に支部を構成し、支部会員は会則第2条の目的に基づいて活動する。
(2) 支部長は支部を代表し支部の運営を統括する。
(3) 支部長は支部会員の冠婚葬祭などにつき、速やかに報告すると共に支部会員の動向を年1回、9月末に事務局に報告する。
(4) 支部は必要に応じて班を構成することができる。

第8章 附 則

- (1) 本会会則に必要な細則は、理事会の決議により会長がこれを定める。
- (2) 本会会則は、昭和45年4月1日より施行する。
- (3) 昭和46年6月1日改正する。
- (4) 昭和48年11月3日改正する。
- (5) 昭和49年7月10日改正する。
- (6) 昭和52年6月29日改正する。
- (7) 昭和54年9月12日改正する。
- (8) 昭和58年9月28日改正する。
- (9) 平成2年10月26日改正する。
- (10) 平成4年7月16日改正する。
- (11) 平成15年1月18日改正する。
- (12) 平成15年9月20日改正する。

- (13) 平成 19 年 5 月 26 日改正する。
- (14) 平成 20 年 5 月 24 日改正する。
- (15) 平成 23 年 4 月 23 日改正する。
- (16) 平成 27 年 5 月 30 日改正する。
- (17) 第 15 条第 1 項（平成 30 年 5 月改正前会則、改正後の 2 項）は、平成 27 年度卒業生から適用する。
- (18) 第 15 条第 2 項（平成 30 年 5 月改正前会則、改正後の 3 項）は、卒業後 30 年経過会員で終身会費を支払った者を除く。
- (19) 平成 28 年 1 月 20 日改正する。
- (20) 平成 29 年 6 月 10 日改正する。
- (21) 平成 30 年 5 月 19 日改正する。